

新潟県立八海高等学校
給付奨学生推薦候補者選考委員会
教務部

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、下記の推薦基準に基づき、校内に設置する「給付奨学生推薦候補者選考委員会」に諮ったうえで、機構から示される推薦数の範囲内で推薦該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1 家計について

申込者が下記に示す「推薦者の選考対象」のいずれかであることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、申込者の進学が非常に困難な状況にあるとみとめられること。

「推薦者の選考対象」

- (1) 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと
（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- (2) 生活保護を受給していること
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) 社会的養護を必要とする生徒との場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2に規定する施設）
 - ・児童自立支援施設（児童福祉法第44条に規定する施設）
 - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（児童福祉法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（児童福祉法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・里親（児童福祉法第6条の4に規定する者）

2 人物について

以下の全てについて該当すること

- (1) 進学の目的及び希望する進学先、将来への展望が明確である
- (2) 校則を遵守し、本校の生徒としてふさわしい学校生活を送っている
- (3) 学校行事等において他の生徒と協力して取り組み、十分な協調性及び社会性を備えている

3 健康について

以下のいずれかに該当すること

- (1) 定期または臨時の健康診断により、概ね健康であると認められる
- (2) 心身に障害や疾病がある場合であっても、修学に耐えられると見込まれる

4 学力及び資質について

以下の(1)、(2)のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする生徒等(注)は(3)に該当すること)

- (1) 以下のいずれかに該当すること
 - ア 調査書における学校成績概評が「A」に該当する
 - イ 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に顕著な努力が認められる
- (2) 以下のア・イのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
 - ア 課外活動(部活動・HR・委員会等)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ ボランティア地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - (i) 調査書における学校成績概評が「B」に該当する
 - (ii) 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- (3) 以下のいずれかに該当する
 - ア 評定平均値が3.5以上の科目が1つ以上あること
 - イ 進学先での学修に対する意欲が認められる

5 選考委員会のメンバー

本委員会の選考メンバーの構成は、下記の通りとする。

教頭 ・ 教務部(2名) ・ 各学年主任(3名) ・ 当該クラス担任(1名)

本規程は、平成29年度より運用を開始する。